旧法以前の法令下において所要資格を得た場合は新法での所要資格を得たものとみなすと規定している条文

■平成10年改正法から新法下での所要資格のみなし

平成28年改正法附則第6条

|  |
| --- |
| 第6条　**第三号施行日前に大学**又は旧免許法別表第1備考第三号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関、旧免許法第5条第1項の規定により文部科学大臣が指定した養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第2の2備考第二号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関**に在学した者で、これらを卒業するまでに旧免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たもの**（前条の規定によりなお従前の例によることとされる免許状の授与の所要資格を得た者を含む。）**は、新免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。** |

第三号施行日＝平成31年4月1日

■昭和63年改正法から平成10年改正法下での所要資格のみなし

平成10年改正法附則第6項

|  |
| --- |
| 6　**平成12年4月1日前に大学**又は旧法別表第1備考第三号の規定により文部大臣が指定した教員養成機関若しくは旧法第5条第1項の規定により文部大臣が指定した養護教諭養成機関**に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第1又は別表第2に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第1又は別表第2に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。** |

■昭和29年改正法から昭和63年改正法下での所要資格のみなし

昭和63年改正法附則第4項

|  |
| --- |
| 4　**昭和65年4月1日前に大学**又は文部大臣の指定する教員養成機関若しくは養護教諭養成機関**に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第1又は別表第2に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものに対する新法別表第1又は別表第2の規定の適用については、当該所要資格を得た者は、それぞれ当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。** |

昭和65年＝平成2年

昭和64年は1月7日まで